



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第37号

令和6年3月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない大切な財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくしては、農村の環境を守ることはできません。



令和5年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム

目次

令和5年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムの開催	2
「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」の開催	4
令和6年度多面的機能支払交付金予算概算決定	5
東海農政局が実施した抽出検査における指導助言	6
円滑な組織運営のための3つのポイント！（簡易版）	8
令和5年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について	10
お知らせ	11

令和5年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムの開催

令和6年1月23日（火）に、大垣市情報工房スィンクホール及び県内49か所のサテライト会場において、岐阜県と岐阜県農地・水・環境保全推進協議会の主催による令和5年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムを開催しました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内サテライト会場へのWeb配信のみ行いましたが、今年度は、メイン会場と県内49か所のサテライト会場をオンラインで結ぶハイブリッド配信を行い、メイン会場とサテライト会場を合わせて822名のご参加をいただきました。ハイブリッド配信は初めての試みでありましたが、関係者の皆様のご協力により無事に開催することができました。会場では、活発な意見等が交わされ大変有意義なフォーラムとなりました。

開催日：令和6年1月23日（火）

時間：13:30～15:30

場所：メイン会場：大垣市情報工房（スィンクホール）
サテライト会場：49か所

参加者：メイン会場77名
サテライト会場745名 合計822名

主催：岐阜県／岐阜県農地・水・環境保全推進協議会



プログラム



メイン会場：大垣市情報工房（スィンクホール）

プログラム

◎技術講習

「田んぼダムの持続的な取組みの実現を目指して」

講師：新潟大学 助教 宮津 進 氏

近年の気候変動により水害の規模や範囲は大きく回数も増加傾向にあり、従来の治水施設を補完するものとして、田んぼに水を溜めて浸水被害を軽減する「田んぼダム」の取組が近年注目されています。岐阜県では「岐阜県田んぼダム推進検討会」を立ち上げ「田んぼダム」の取組を推進しています。講演では「田んぼダム」の効果等について紹介を行い、今後も取組を推進し、数年後には田んぼダムが広がってほしいと期待を込めました。



◎事例発表1

「トラブル事案とその対応」

講師：郡上市農林水産部農務水産課 課長 日置 欽昭 氏

近年発生した不適切な事案の原因とその対策について紹介しました。活動内容の取り決めや交付金の執行などを特定の役員が一人で行い、役員同士の監視機能が働いていなかったことが一番の原因であることから、対策として、役員の役割分担を明確化し、相互監視機能を強化することで活動組織内の透明性を図り、不正が行われないような仕組みづくりを構築することとしました。また、市の体制についても見直しを行い、複数人での確認や担当職員の更なる研修を実施していくこととしました。



◎事例発表2

「生態系保全団体支援事業活動事例」

講師：里山クラブ可児 広報・企画・事務 柿元 章吾 氏

多面的事業とは異なる「生態系保全団体支援事業」は、外来種の侵入や耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により崩れつつある里地里川の生態系を復活する取組を岐阜県が支援する事業です。「里山クラブ可児」では、棚田の田んぼをビオトープとして活用し、うるち米やもち米づくりなどの農業体験を行ったり、一般市民向けの環境学習講座を開催したりするなど、多面的の活動にも繋がる活動について紹介しました。



「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた 全国シンポジウム」の開催

多面的機能支払に係る活動や、活動への理解の促進を図るため「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」が令和5年12月6日と7日に、Web配信併用で開催されました。シンポジウムでは既存の枠にとらわれない斬新な取り組み事例や、他団体との連携事例を紹介しました。

全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会公式サイトにて、録画映像が公開されていますので、ぜひご覧ください。

全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会

検索

開催日：令和5年12月6日（水）～7日（木）
会場：東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館別館1階
主催：全国土地改良事業団体連合会



全国シンポジウムの様子

全体の概要

「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」

令和5年12月6日（第1部）

- 講演①「地域に消えない火を灯せ」～住民のやる気を引き出す力～
講師：山形県農村づくりプロデューサー 高橋信博氏
- 講演②「嫁に来たくなる里づくり」
講師：鉾打ふるさとづくり協議会 事務局長 村田正明氏
- 講演③「大崎耕土の巧みな水管理と、持続可能な水田農業」
講師：大崎市産業経済部 世界農業遺産推進監 安部祐輝氏
- 講演④「事務処理の効率化を通じた事業推進について」
講師：島根県土地改良事業団体連合会 水土里推進グループ
技師 矢野成美氏 多面的機能支払相談員 深田留美子氏

令和5年12月7日（第2部）

- 講演⑤「地域の教育機関との連携事例」
講師：糸満市地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会 崎原栄志氏
糸満市経済部農村整備課 副主査 玉城佑一氏
- 講演⑥「高校生と連携した農村を守る活動」
講師：美野原広域協定 富沢邦義氏
群馬県立吾妻中央高等学校環境工学科実習教員 松井克彦氏
群馬県立吾妻中央高等学校 農業クラブ代表生徒

○パネルディスカッション

「農業・農村を次世代に引き継いでいくために
（多面的機能支払の活動組織と教育機関へ期待される役割）」

【コーディネーター】

榊田みどり氏（明治大学 客員教授、ジャーナリスト）

【パネリスト】

松井克彦氏（群馬県立吾妻中央高等学校環境工学科実習教員）

玉城佑一氏（糸満市経済部農村整備課 副主査）

中里良一氏（（一財）日本グラウンドワーク協会 理事長）

栗田 徹氏（農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長）

令和6年度多面的機能支払交付金予算概算決定

令和6年度国の多面的機能支払交付金が概算決定されました。令和6年度当初予算は、交付金の本体部分が昨年度と同額の470億5,000万円、推進交付金が15億3,900万円、合計485億8,900万円となりました。多面的機能支払交付金予算につきましては、水土里ネットぎふと連携して引き続き関係機関に対して要請を実施してまいります。

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

交付単価

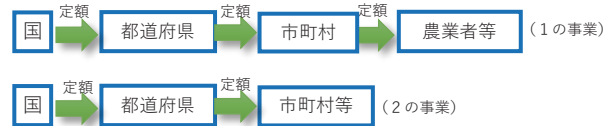
(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	④農地維持支払 (共同) ※1	⑤資源向上支払 (共同) ※1	⑥資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		(円/10a)		
		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

東海農政局が実施した抽出検査における指導助言

令和5年8月25日～11月9日に10市町19活動組織の令和4年度実施状況報告について東海農政局による抽出検査（書類・現地）が実施されました。併せて「会計事務に係るヒアリング」も行われ、指導助言等がされた主な内容についてご報告いたします。今後の参考にしてください。

●「会計事務に係るヒアリング」の内容は以下のとおり。

〔会計事務の体制〕

- 組織の会計事務に関して、会計事務の取扱手順、会計担当及び役割分担等を文書で明確化していますか。
- 組織の会計事務の担当者は、定期的に交代していますか。

〔会計事務のチェック体制〕

- 組織の会計事務の担当者以外の者が確認することになっていますか。

〔現金の取扱い（受領確認含む）〕

- 組織の会計事務において、支払を振込等によらず現金払いとしているものはありますか。
- 日当等の受領について、構成員本人が確認（サイン、押印）を行っていますか。

〔引出し等のチェック体制〕

- 通帳から引出し又は振込を行う際には、担当者以外が確認する体制になっていますか。

上記ヒアリングで指導助言等がされた内容について

- 会計事務の手順や役割分担を明文化すること。
- 通帳と印鑑は別々に保管することが望ましい。
- 役員の任期を定め、会計事務の担当は定期的に交代することが望ましい。
- 会計事務のチェックは監査以外にも、会計担当以外の者が複数人で普段から実施することが望ましい。



現地検査の様子

●抽出検査（書類・現地）の結果について

不適切な支出等は確認されませんでした。指導助言等があった内容については以下のとおり。

1. 総会について

- ・決定事項の取りまとめ結果や議事録について、構成員へ書面での周知を徹底すること。
- ・欠席者の対応として、委任状の徴収を検討すること、総会資料の配布、決定事項（議事録等）の周知を図ること。

2. 活動計画書と実施状況報告書の整合性について

- ・市町村が認定した活動計画書（様式第 1-3 号）と実施状況報告書（様式第 1-8 号）との不一致が見られたので、整合性を図ること。

3. 実施状況報告書と活動記録の整合性について

- ・実施状況報告書と活動記録について、活動記録にはあるが実施状況報告書には記載がない等の不一致が見られたので、整合性を図ること。

4. 日当等の支払いについて

- ・日当等を支払う場合の単価等については、規約や細則等で明文化し、総会の承認を得ること。（日当等には、草刈り機等の借り入れの単価や役員報酬の金額等も含む。）
- ・規約や細則等で明文化された書面については、総会での合意と共に、毎年度の総会資料に入れるなど、構成員への周知徹底を図ること。
- ・日当を支払う際に受領者から徴収する受領印や受領サインに併せて、受領日を記入するようにすること。
- ・日当を代表者がまとめて受領した場合、受領した代表者から活動参加者へ支払った際の受領印や受領サインを取りまとめ、代表受領した領収書と一緒に保管すること。
- ・日当の計算書の人数と活動記録の参加人数の整合性を図ること。

5. 金銭出納簿（様式第 1-7号）について

- ・支出の分類に誤りがあるのでよく確認を行うこと。

6. 領収書等について

- ・領収書の宛名の記入漏れや活動組織名でないものが見受けられた。宛名は活動組織名とすること。
- ・領収書に購入物や数量、単価、受領日、納品日等を但し書きとして記入する、または、明細を添付するなどして購入内容が分かるようにすること。

7. 契約行為について

- ・工事の外注や物品の購入においては、各市町村の基準で見積書の取得や入札等を行うこと。

円滑な組織運営のための3つのポイント！（簡易版）

活動組織の円滑な運営のための3つのポイント！（簡易版）です。
以下を参考にして、活動組織の運営にお役立てください。



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金

簡易版

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～



この資料では、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを紹介します。

ポイント

1 構成員の合意形成をしっかり行いましょう

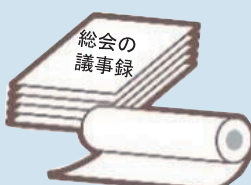


○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

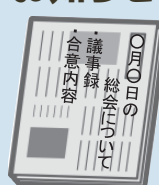
1. 活動内容について毎年度話し合う



2. 話し合いの記録を作る



3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ



○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

もし合意形成が不十分だったら…



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

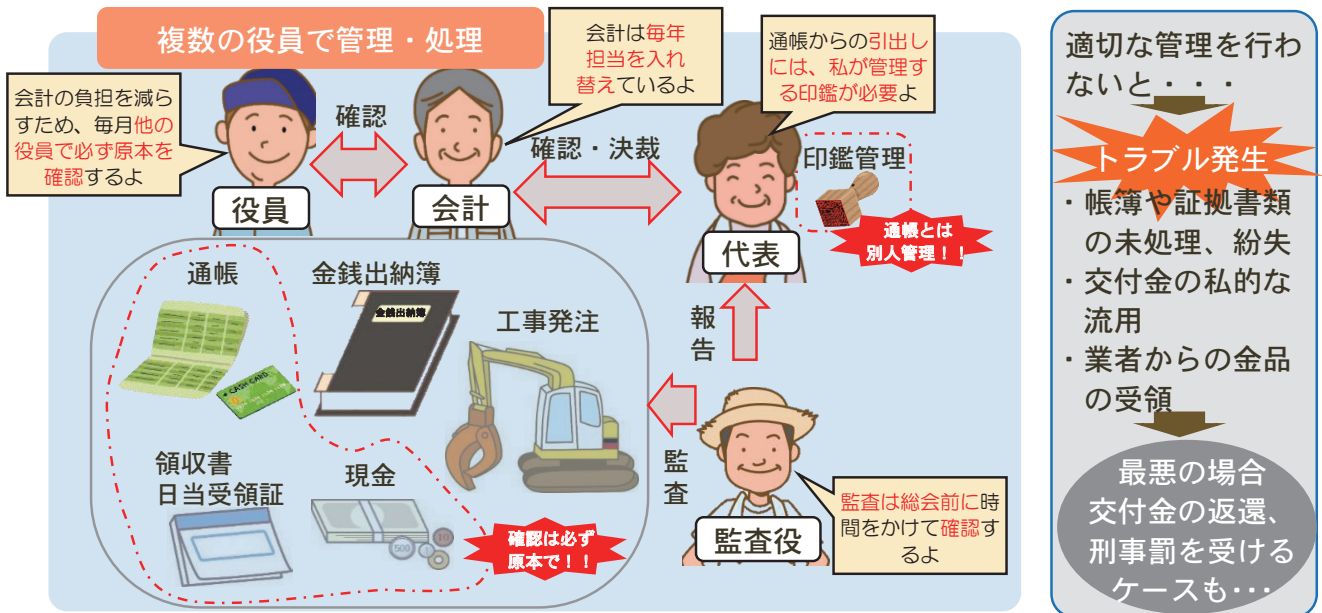


最悪の場合
交付金の返還になるケースも…

ポイント

2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実にいきましょう。



ポイント

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう

- 日当の取扱いは、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当は参加者本人に支払います

日当の受領は本人に確認します

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン（受領印でも可）と受領日を記入してもらい、管理しましょう。

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
0000	R5. 11. 1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	☺	12/1

合意形成や本人への支払いが不十分だったら・・・

・不透明な日当の扱い

トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還に
なるケースも・・・

令和5年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について

令和5年度に活動期間の終了を迎える活動組織は、以下について注意が必要です。

1. 各種研修の実施について、5年間の活動期間中に1回以上の実施が必要。

・農地維持支払の「事務・組織運営等に関する研修」と「機械の安全使用に関する研修」、資源向上支払（共同活動）の「機能診断・補修技術等に関する研修」を5年間の活動期間中に各1回以上実施する必要があります。実施できているかを確認しましょう。

2. 地域資源保全管理構想について、5年間の活動終了時までに策定が必要。

・農地維持支払活動に取り組んでいる活動組織では、5年間の活動終了時までに「地域資源保全管理構想」を策定し、関係市町村に提出する必要があります。提出漏れにならないように確認しましょう。

3. 令和6年度も引き続き活動を継続するには、事業計画書の取りまとめが必要。

・令和6年度も引き続き活動を継続する場合は、新たな事業計画書を令和6年6月30日までに関係市町村へ提出する必要があります。令和6年度からの事業計画書を早めに取りまとめましょう。

事業実施期間の終了を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

☞ 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

☞ 事業計画をつくるのは大変なの？

簡単!!

- 事業計画書(様式第1-2号)の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画がつくれます。

☞ どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度（令和5年度）の3月中に事業計画をつくりましょう。

お知らせ

○ 事務支援ソフト体験用パソコンの貸し出しについて

活動組織の皆様にご事務支援ソフトを体験していただくため、協議会に体験用のパソコンをご用意しております。1台にソフトが2種類入っておりますので、ご希望に合わせてお試しいただくことができます。体験をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

・体験可能なソフト一覧

- ①STAFireReportIV
- ②楽ちん多面

○ 協議会における研修会等の対応について

協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えております。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。

○ 田ケローが各地で活躍！！



R5.10.8 農地・水みのりパレード（養老町笠郷地区 町民運動会にて）
笠郷地区環境保全対策協議会



R5.10.28~29 岐阜県農業フェスティバルにて



田ケロー（着ぐるみ）は
貸し出しもしています。

県内ならどこでも参上するよ！

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

岐阜県の農地・水・環境保全だより 第37号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号（岐阜県土地改良事業団体連合会内）

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索